

株 主 各 位

東京都中央区築地二丁目12番10号

日本鑄鉄管株式会社

代表取締役
社 長 笹 田 幹 雄

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、来る平成28年6月21日（火曜日）17時30分までに到着するよう折り返しご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

-
- ◎ 株主総会当日の開場時刻は午前9時15分とさせていただきます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 議決権行使書にて議決権を行使される際、重複して行使された議決権の扱いは、株主総会直近に行使された議決権を有効とさせていただきます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nichu.co.jp/>)に掲載させていただきます。

記

1. 日 時 平成28年 6 月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県久喜市久喜中央四丁目 9 番83号
テラレスビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間

開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照頂きお間違いないようご注意ください。

※従来の株主総会会場である「日本橋社会教育会館」は現在、改修工事につき騒音等の問題があり、当社は株主総会会場として適さないと判断したため、株主総会会場を変更いたしました。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府や日銀の景気対策等による円安・株高傾向を背景に、企業収益や雇用情勢に改善が見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、主力である水道用鑄鉄管類については、厚生労働省の水道整備費積算基準（一般管理費率、現場管理費率）改定等による全国需要の減少に加え、工事作業員不足等により、厳しい環境となりました。

このような環境のなか当社グループは、「鑄鉄管等コア事業の収益力強化」、「技術競争力の向上」及び「経営環境の変化に耐えうる財務体力の強化」に取り組んでまいりました。

その結果、当期の売上高は、子会社において水道用付属品等の販売が増加したことにより、前期に比べ4億42百万円増収し、140億47百万円となりました。

損益につきましては、鋼屑などの原材料価格が前年同期に対し安値で推移したものの、当社における鑄鉄管類の売上高減少影響及び競争激化による市況軟化等により、営業利益は前期に比べ2億23百万円減少し、6億24百万円となりました。経常利益につきましても同様に、前期に比べ2億46百万円減少し、6億36百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、経常利益の減少等により、前期に比べ1億76百万円減少し、3億89百万円となりました。

部門別売上高

部門	金額(百万円)	構成比(%)
ダクタイル鑄鉄関連	12,192	86.8
樹脂管・ガス関連	1,854	13.2
合計	14,047	100.0

(2) 会社の経営の基本方針

当社は上下水道、ガス、情報通信を中心とした地域インフラ整備に対して、鋳鉄管、鉄蓋、樹脂管及び関連資材の供給を中心とした事業展開を図っております。しかしながら、公共事業費縮減のなか、主力の水道用鋳鉄管の分野においても国内需要の低迷、不安定な販売価格などの事業環境は引き続き厳しさが予想されます。

このような環境のなか、当社は、コア事業の収益力を抜本的に強化するとともに、技術競争力の向上、さらには財務体力の強化を図ることにより強固な経営基盤を構築し、継続的に株主等のステークホルダーの期待に応えることを基本方針としております。

(3) 対処すべき課題

当社は、平成26年9月に向こう3年間を展望した中期計画を策定致しました。この計画において、経営の基本方針を下記の4項目に具体化し、着実に実施することにより安定的に収益が確保できる経営基盤を確立してまいります。

- ① 鋳鉄管等コア事業の収益力強化
 - ・適切な販売価格の維持・改善
 - ・新型耐震管（GX管）等の原価低減
- ② 技術競争力の向上
 - ・新型耐震管（GX管）拡大に伴う技術競争力の向上
 - ・ガス用新継手構造の開発及び展開
 - ・EVS鉄蓋（食い込み・ガタツキ防止）の用途・口径拡大による販売促進
- ③ 経営環境の変化に耐えうる財務体力の強化
 - ・利益拡大による自己資本充実と有利子負債削減
 - ・製品在庫の圧縮等によるフリーキャッシュ・フローの改善
- ④ 安全、品質、コンプライアンス
 - ・「もの造り」の基盤である「安全と品質」の確保
 - ・コンプライアンスの徹底による社会から信頼される会社

今後とも株主の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資の状況

当期中の設備投資は総額6億76百万円で、その主なものは置き場舗装工事であります。

(5) 資金調達の状況

設備投資の所要資金は、自己資金により調達致しました。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 (第109期)	平成25年度 (第110期)	平成26年度 (第111期)	平成27年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	14,274	14,074	13,604	14,047
経 常 利 益 (百万円)	1,542	1,378	882	636
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	975	828	566	389
1株当たり当期純利益(円)	29.63	25.17	17.22	11.85
総 資 産 (百万円)	17,818	18,727	19,402	19,329
純 資 産 (百万円)	10,620	11,062	11,724	11,560

(7) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

- (イ) 鋳鉄管、樹脂管、鉄蓋、ガス水道設備、機械器具、その他鋳造鋳物の製造並びに販売
- (ロ) 上記に関連する工事請負及びその他各種建設工事の設計、施工並びに請負
- (ハ) 倉庫業及び道路貨物運送業
- (ニ) 産業廃棄物処理業及び古鉄類(金属、樹脂等)販売業
- (ホ) 上記に付帯又は関連する一切の事業

(8) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

当 社	本 店	東京都中央区
	本 社	埼玉県久喜市
	支 社 等	東京事務所 (東京都中央区) 北海道支社 (札幌市) 東北支社 (仙台市) 中部支社 (名古屋市) 九州支社 (福岡市)
	工 場	本社・工場 (埼玉県久喜市) 鉄蓋精整工場 (埼玉県久喜市) ポリエチレン管工場 (埼玉県久喜市) 高崎工場 (群馬県佐波郡玉村町)
子会社		日鑄商事株式会社 (埼玉県戸田市) 株式会社鶴見工材センター (神奈川県横浜市) 日鑄サービス株式会社 (神奈川県横浜市)

(9) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人数

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
340名	9名増

(注) 使用人数は、当企業集団から他社への出向者を除き、他社から当企業集団への出向者を含む就業員数であります。

② 当社の使用人数

使用人数 (前期末比増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
285名 (5名増)	43.6歳	18.2年

(注) 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	750百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	550
株 式 会 社 り そ な 銀 行	400

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 鑄 商 事 株 式 会 社	28百万円	100.0%	水道・ガス用の資材の販売
株式会社鶴見工材センター	50	60.0	倉庫・運送業
日鑄サービス株式会社	40	100.0	古鉄販売業、産業廃棄物処理業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
事業年度末日における特定完全子会社はありません。

④ 重要な関連会社の状況

J F E スチール株式会社は、当社の議決権を29.2%（9,600千株）所有しており、当社は同社の重要な関連会社の1社であります。またジェイエフイーホールディングス株式会社は、J F E スチール株式会社の完全親会社であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 128,000,000株

(2) 発行済株式の総数 32,930,749株

(3) 株主数 3,587名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	9,600千株	29.18%
東 京 瓦 斯 株 式 会 社	3,333	10.13
松 井 証 券 株 式 会 社	845	2.57
渡 辺 倉 庫 株 式 会 社	600	1.82
株 式 会 社 証 券 ジ ャ パ ン	540	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	519	1.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	420	1.28
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	400	1.22
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	390	1.19
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	271	0.83

(注) 持株比率は自己株式（27,142株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 田 幹 雄	
常 務 取 締 役	安 田 勉	(管理本部長)
取 締 役	清 野 邦 夫	(製造本部長)
取 締 役	今 橋 和 彦	(商品技術センター長)
取 締 役	中 根 宏 行	〔ガス営業本部長 株式会社鶴見工材センター 代表取締役社長 日鑄サービス株式会社代 表取締役社長〕
取 締 役	大 島 健 二	〔J F E スチール株式会社 製鋼技術部長〕
監 査 役 (常勤)	北 原 雄 二	
監 査 役	江 口 忠 夫	〔ジェコス株式会社常勤監 査役〕
監 査 役	今 井 祥 隆	〔ジェイ エフ イーホール ディングス株式会社監査 役事務局部長〕

- (注) 1. 取締役 大島健二氏は社外取締役であります。
2. 監査役 江口忠夫及び今井祥隆の両氏は社外監査役であり、江口忠夫氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は100万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (一)	70百万円 (一)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	20百万円 (3百万円)
合 計	8名	90百万円

- (注) 上記には当該事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額を含みます。
取締役 5名 9百万円
監査役 1名 1百万円
(うち社外監査役 1名 1百万円)

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大島健二氏はJFEスチール株式会社の製鋼技術部長を、監査役江口忠夫氏はジェコス株式会社の常勤監査役を、監査役今井祥隆氏はジェイ エフ イーホールディングス株式会社の監査役事務局部長をそれぞれ兼務しております。

JFEスチール株式会社は当社の議決権を29.2%所有しており、当社は同社の重要な関連会社であります。またジェイ エフ イーホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の完全親会社であります。

② 当期における主な活動状況

社外取締役 大島健二氏

当期に開催された取締役会15回中12回出席し、経営全般に亘り議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役 江口忠夫氏

当期に開催された取締役会15回中13回出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また当期に開催された監査役会14回中12回出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

社外監査役 今井祥隆氏

当期に開催された取締役会15回全てに出席し、主に内部統制システムの見地から適宜質問し意見を述べております。

また当期に開催された監査役会14回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の審議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額 22百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額は金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22百万円

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

内部統制システム整備の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) すべての役員及び使用人は、グループ企業倫理規程の「法令の遵守はもちろんのこと広く企業倫理一般について高い意識を持ち社会から信頼される存在であり続けるよう努める。」とする行動目標に基づき、かつ、同規程の「法令の遵守及び公正な取引の遵守等」を骨格とした行動規準に従い、会社の経営及び業務を遂行する。
- (2) 定時株主総会終了直後、遵法経営を確認する意味において、「法令・定款及び総会決議を遵守し、善管注意義務及び忠実義務を誠実に履行する。」等を認めた確約書を、取締役は取締役会に、監査役は監査役会に提出する。また、年度末においては、取締役及び監査役は、確約書の履行状況を自ら確認する。
- (3) 社外役員として取締役1名及び監査役2名がおり、取締役会においてはライン業務等から離れた客観的な立場から意見の表明を行う。
- (4) 総務部は、法務の相談窓口として日常的な法務の相談受付及びその処理を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や取締役及び使用人の社内教育等を行う。
- (5) 内部監査部署として社長直属の監査室を置く。同室は、取締役及び使

- 用人の職務の執行を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。
- (6) 社長直属のCSR推進室を置き、全社のコンプライアンス、安全・防災、環境、品質に関する執行状況を取締役及び監査役に報告する。
 - (7) 報告相談窓口（グループ企業倫理ホットライン）を設置しており、法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為を早期に発見し、その解決に取組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。
 - (8) 上場企業に要請されている財務報告の信頼性と情報開示の適正性・迅速性を確保するための体制整備と運用を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る以下の文書及びその関連資料は、文書取扱規程に基づき保存、管理する。
 - ① 株主総会議事録
 - ② 取締役会議事録
 - ③ 経営会議議事録
 - ④ 決裁書
 - ⑤ その他取締役の職務執行に係る重要な文書
- (2) 前号の文書は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合において、速やかに閲覧が可能となる場所にて保管する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の事業を取巻くリスクには大小諸々あるが、その管理は、グループ会社管理規程及び各部門が該当する業務管理規程等に基づき、当該部門担当取締役の指導の下に行う。また、当該部門担当取締役は、発生の子見されるリスク及び発生したリスクの対応について取締役会に報告する。
- (2) グループ横断的なリスク管理を行うため、CSR会議規程に基づき、社長を議長としたCSR会議を設置しており、問題点の把握・共有化とリスクの重要性、緊急性に応じた管理・対応を行う。
- (3) 監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長及び監査役等に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 企業価値向上のための成長戦略として、中期計画を策定・推進する。同計画を達成するための課題をテーマごとにとりまとめ、それぞれのテーマごとに、取締役は鋭意課題の解決に取組み、その活動状況を必要に応じて取締役会に報告する。
- (2) 取締役会は、年度事業計画として年度予算を決定する。各部門担当取締役は、年度予算に基づき所管部門の年度目標を策定し、その達成状況を毎月の取締役会で報告する。

- (3) 社長、取締役及び監査役並びにグループ会社社長等が出席する経営会議を毎月一回開催し、会社及びグループ子会社の重要方針及び経営執行に関する基本方針の審議に加え、経営課題の定量化、顕在化及び共有化を促進するとともに、社長方針の伝達・指示等を行う。
- (4) 社長及び取締役の決裁事項及びその決裁手続等については、「決裁及び報告に関する規程」に基づき行う。
- (5) 通常の業務遂行については、「業務分掌規程」等の規程に基づき、社長、取締役及び使用人の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の連結対象子会社は3社（以下「子会社」という。）あるが、いずれも会社法上の大会社には該当しない小規模な会社であることから、子会社の自主性は尊重しつつ、基本的には当社の管理、監督の下に経営を行わせる。
- (2) グループ企業倫理規程に基づき、子会社の役員及び使用人の行動目標と行動規準等を定め、グループ会社の遵法経営を当社と一体として推進する。
また、当社のリスク管理の一環として、子会社のリスク管理を、子会社と一致協力して取組む。
- (3) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、子会社の権限と責任を明確にした上で、子会社が各事業の業界特性等を踏まえた自主的な経営を行う。
- (4) 当社の取締役又は使用人を子会社の取締役に派遣し、子会社の経営状況を的確に把握するとともに、子会社取締役の業務執行を監督する。なお、子会社ごとに担当取締役を定め、当該取締役は必要の都度担当子会社の経営状況等について取締役会に報告する。
また、当社の常勤監査役又は使用人を子会社の監査役として派遣するとともに、子会社監査役として業務監査を行う。
- (5) グループ会社管理規程に基づき、子会社の管理担当部署を定めるとともに、当社は、一定の重要事項について事前承認を行い、事業報告の定期的な報告や経営上影響の大きな重要事項が発生し又は発生するおそれのある場合の報告を受ける。
- (6) 総務部は、子会社の日常的な法務の相談受付及びその指導等を行うとともに、必要に応じて法務マニュアルの作成・配付や子会社取締役及び使用人の教育等を行う。また、経理部は、子会社の経理業務に関し必要な指導、支援を行う。
- (7) グループ企業倫理ホットラインを設置しており、子会社における法令、定款若しくは社内諸規程違反行為又は企業倫理上問題のある行為の早期発見、解決に取り組むとともに、監査役に対して内容を報告する。これによるグループ企業倫理ホットラインへの通報・相談者および監査役への報告者に対して不当な取り扱いを受けないことを確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、その職務を補助すべき使用人を、監査役の意見を尊重したうえで設置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の異動、評価及び懲戒は、監査役の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性の確保に留意する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会が取締役会と協議して定めた次の事項が発生し又は発生するおそれがある場合には、監査役に報告する。

なお、子会社に同様の事項が発生し又は発生のおそれがある場合には、当該子会社の取締役が監査役に報告する。

① 重大な損失が見込まれる与信事故

② 重大な損失が見込まれる受注工事等

③ 重大な損失が見込まれる投融資

④ 労働災害その他の事故

⑤ 重大なクレーム、重大な法令違反を含む不祥事の発生と以後の進展状況、設備投資実績の大幅乖離、通常の取引基準と著しく異なる取引、税務調査での重要な指摘事項、訴訟、等

(2) C S R 推進室、監査室、総務部、経理部は、内部統制の整備状況及び実効性に影響を与える重要な事象等について適時、監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 社長及び監査役は、定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題や会社を取巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見を交換する。

(2) 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人及び監査室と定期的な意見の交換を行う。

(3) 監査役がその職務を行う上で必要と判断した場合には、弁護士又は公認会計士等の外部専門家を会社の費用負担にて活用できるものとする。

なお取締役会は、前第1号ないし第9号及びそれらに基づき整備された内部統制システムについて、継続的な見直し、改善に努める。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム整備全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングしております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社はグループ企業倫理ホットライン運用規程により相談・通報制度を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

C S R 会議において、各本部・センターおよびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めております。

(4) 内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	11,691,104	流動負債	6,381,731
現金及び預金	2,393,476	支払手形及び買掛金	2,779,036
受取手形及び売掛金	5,076,856	短期借入金	2,595,100
商品及び製品	3,230,731	未払法人税等	85,311
仕掛品	370,000	未払消費税等	104,031
原材料及び貯蔵品	482,426	未払金	449,771
繰延税金資産	100,211	未払費用	39,154
その他	105,613	設備関係支払手形	81,595
貸倒引当金	△ 68,210	賞与引当金	130,466
固定資産	7,638,892	その他	117,264
有形固定資産	7,220,593	固定負債	1,387,652
建物及び構築物	1,323,236	繰延税金負債	6,730
機械装置及び運搬具	2,283,743	役員退職慰労引当金	32,617
工具、器具及び備品	149,449	退職給付に係る負債	767,469
土地	3,293,247	負ののれん	60,055
リース資産	170,060	その他	520,779
建設仮勘定	856	負債合計	7,769,383
無形固定資産	174,602	純資産の部	
ソフトウェア	134,076	株主資本	11,682,568
その他	40,525	資本金	1,855,955
投資その他の資産	243,696	資本剰余金	264,817
投資有価証券	99,529	利益剰余金	9,567,063
破産更生債権等	10,284	自己株式	△ 5,267
退職給付に係る資産	87,854	その他の包括利益累計額	△ 329,449
繰延税金資産	26,846	その他有価証券評価差額金	3,873
その他	30,065	退職給付に係る調整累計額	△ 333,322
貸倒引当金	△ 10,884	非支配株主持分	207,494
資産合計	19,329,997	純資産合計	11,560,614
		負債・純資産合計	19,329,997

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		14,047,191
売 上 原 価		11,470,515
売 上 総 利 益		2,576,676
販売費及び一般管理費		1,951,734
営 業 利 益		624,941
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	90	
受 取 配 当 金	2,304	
負 の の れ ん 償 却 額	5,626	
仕 入 割 引	8,224	
設 備 賃 貸 料	5,976	
受 取 賃 貸 料	4,638	
そ の 他	13,536	40,396
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,788	
設 備 賃 貸 費 用	6,104	
そ の 他	1,389	29,282
経 常 利 益		636,055
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	724	724
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	285	
固 定 資 産 除 却 損	17,094	17,379
税金等調整前当期純利益		619,399
法人税、住民税及び事業税	239,789	
法人税等還付税額	△ 2,217	
法人税等調整額	△ 30,449	207,122
当 期 純 利 益		412,277
非支配株主に帰属する当期純利益		22,342
親会社株主に帰属する当期純利益		389,934

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	9,242,938	△ 4,988	11,358,723
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 65,810		△ 65,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			389,934		389,934
自己株式の取得				△ 279	△ 279
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	324,124	△ 279	323,845
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	9,567,063	△ 5,267	11,682,568

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	17,672	158,925	176,598	189,151	11,724,473
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 65,810
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					389,934
自己株式の取得					△ 279
株主資本以外の項目の連結 会計年度の変動額(純額)	△ 13,798	△ 492,248	△ 506,047	18,342	△ 487,704
連結会計年度中の変動額合計	△ 13,798	△ 492,248	△ 506,047	18,342	△ 163,859
当 期 末 残 高	3,873	△ 333,322	△ 329,449	207,494	11,560,614

連 結 注 記 表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

連結の範囲に関する事項

子会社は、全て連結しております。

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	日鑄商事株式会社 株式会社鶴見工材センター 日鑄サービス株式会社

持分法の範囲に関する事項

1. 持分法を適用した非連結子会社の数 該当事項はありません。
2. 持分法を適用した関連会社の数 該当事項はありません。

会計方針に関する事項

資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価……主として、移動平均法による原価法

基準及び評価方法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産……主に定額法

(リース資産を除く) ただし、連結子会社については一部を除いて定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～15年

2. 無形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

1. 貸倒引当金……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金……従業員の賞与の支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
3. 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理することとしております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
2. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

3. 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

会計方針の変更

「企業結合に係る会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

【表示方法の変更に関する注記】

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。また、前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「仕入割引」及び「設備賃貸料」、「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「仕入割引」は3,997千円、「設備賃貸料」は5,676千円、「受取賃貸料」は4,821千円であります。

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「設備賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「設備賃貸費用」は4,821千円であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

短期借入金750,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	935,512千円（帳簿価額）
建物	710,428千円（ 〃 ）
機械装置	2,041,038千円（ 〃 ）
計	3,686,979千円（ 〃 ）

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,804,424千円

3. 保証債務

住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額 11,578千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

32,930,749株

2. 配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,810	2.00	平成27年3月31日	平成27年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 98,710千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 3.00円 |
| ③ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成28年6月23日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注2) 参照）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	2,393,476	2,393,476	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,076,856	5,076,856	—
(3) 投資有価証券	50,555	50,555	—
(4) 支払手形及び買掛金	(2,779,036)	(2,779,036)	—
(5) 短期借入金	(2,550,000)	(2,550,000)	—
(6) 長期借入金	(45,100)	(45,441)	341

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額48,974千円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 連結貸借対照表上で流動負債とされた1年内返済予定の長期借入金（45,100千円）は「(6) 長期借入金」に含んでおります。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	345円04銭
1株当たり当期純利益	11円85銭

(表示数値未満の端数の取り扱い、切捨てて表示しております。)

【その他の注記】

追加情報

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の31.86%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.49%、平成30年4月1日以降のものについては30.26%にそれぞれ変更されております。

なお、当該変更の連結計算書類に与える影響は軽微であります。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,066,017	流動負債	5,487,777
現金及び預金	1,256,256	支払手形	1,480,331
受取手形	2,079,728	買掛金	412,358
売掛金	2,393,775	短期借入金	2,550,000
製品	3,147,848	1年内返済予定の長期借入金	45,100
仕掛品	370,000	未払法人税等	23,620
原材料及び貯蔵品	488,695	関係会社預り金	160,000
繰延税金資産	73,744	賞与引当金	120,520
関係会社短期貸付金	200,000	その他	695,847
その他	98,268	固定負債	917,495
貸倒引当金	△ 42,299	繰延税金負債	151,994
固定資産	7,285,653	退職給付引当金	203,159
有形固定資産	6,907,613	役員退職慰労引当金	31,920
建物	869,693	負ののれん	60,055
構築物	227,883	その他	470,366
機械及び装置	2,264,194	負債合計	6,405,273
車両運搬具	6,194	純資産の部	
工具、器具及び備品	143,714	株主資本	10,942,523
土地	3,293,247	資本金	1,855,955
リース資産	102,685	資本剰余金	264,817
無形固定資産	170,094	資本準備金	264,817
ソフトウェア	130,834	利益剰余金	8,827,018
その他	39,260	利益準備金	463,988
投資その他の資産	207,944	その他利益剰余金	8,363,029
投資有価証券	99,529	買換資産圧縮積立金	600,356
関係会社株式	76,175	別途積立金	5,362,000
その他	32,840	繰越利益剰余金	2,400,672
貸倒引当金	△ 600	自己株式	△ 5,267
資産合計	17,351,670	評価・換算差額等	3,873
		その他有価証券評価差額金	3,873
		純資産合計	10,946,397
		負債・純資産合計	17,351,670

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,711,805
売 上 原 価		8,815,138
売 上 総 利 益		1,896,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,524,711
営 業 利 益		371,955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,268	
受 取 配 当 金	40,704	
負 の の れ ん 償 却 額	5,626	
そ の 他	28,666	76,266
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,257	
そ の 他	1,389	23,647
経 常 利 益		424,574
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	399	399
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	285	
固 定 資 産 除 却 損	17,073	17,359
税 引 前 当 期 純 利 益		407,615
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	139,701	
法 人 税 等 還 付 額	△ 2,217	
法 人 税 等 調 整 額	△ 16,237	121,246
当 期 純 利 益		286,369

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
			買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,855,955	264,817	463,988	584,341	5,362,000	2,196,128
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 65,810
買換資産圧縮積立金の取崩し				△ 1,545		1,545
税率変更に伴う積立金の増加				17,560		△ 17,560
当期純利益						286,369
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	16,015	—	204,544
当 期 末 残 高	1,855,955	264,817	463,988	600,356	5,362,000	2,400,672

(単位：千円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券 評 価 差 額 金	純資産合計
	利益剰余金合計	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	8,606,458	△ 4,988	10,722,243	17,672	10,739,916
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 65,810		△ 65,810		△ 65,810
買換資産圧縮積立金の取崩し					—
税率変更に伴う積立金の増加					—
当期純利益	286,369		286,369		286,369
自己株式の取得		△ 279	△ 279		△ 279
株主資本以外の項目の当事業年度の変動額（純額）				△ 13,798	△ 13,798
当事業年度中の変動額合計	220,559	△ 279	220,280	△ 13,798	206,481
当 期 末 残 高	8,827,018	△ 5,267	10,942,523	3,873	10,946,397

個 別 注 記 表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 ……移動平均法による原価法
- ②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法…移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産……定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 2年～50年
機械装置及び運搬具 2年～15年

2. 無形固定資産……定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

1. 貸倒引当金……売掛債権等の取立不能に備えて、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金……従業員の賞与支給に充てるため、翌期支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

3. 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時にお

ける従業員の平均残存勤務期間以内の10年による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 負ののれんの償却に関する事項

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間で均等償却しております。

【表示方法の変更に関する注記】

前事業年度において、独立掲記しておりました「業務受託手数料」及び「貸倒引当金戻入額」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「業務受託手数料」は6,000千円、「貸倒引当金戻入額」は4,800千円であります。

【貸借対照表に関する注記】

- 担保に供している資産及び担保に係る債務
短期借入金750,000千円の担保として、根抵当権限度額（10,000千円）に供しているものは、次のとおりであります。

土地	935,512千円（帳簿価額）
建物	710,428千円（　〃　）
機械及び装置	2,041,038千円（　〃　）
計	3,686,979千円（　〃　）
- 有形固定資産の減価償却累計額 21,326,957千円
- 保証債務

住宅財形融資制度に基づく従業員の銀行からの借入保証額	11,578千円
----------------------------	----------
- 関係会社に対する主な資産及び負債で区分掲記した以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

短期金銭債権	1,763,231千円
短期金銭債務	35,951千円

【損益計算書に関する注記】

- 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,866,200千円
仕入高	124,073千円
営業取引以外の取引による取引高	181,372千円
- 固定資産除却損の主な内訳

機械装置除却損	13,197千円
---------	----------

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 27,142株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、買換資産圧縮積立金であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日鑄商事(株)	所有 直接 100.0%	製品売上・購入 役員の兼任	製品売上 資金貸付	2,855,400 400,000	売掛金 短期貸付金	1,741,993 200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	332円68銭
1株当たり当期純利益	8円70銭

(表示数値未満の端数の取り扱い、切捨てて表示しております。)

【その他の注記】

追加情報

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の31.86%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.49%、平成30年4月1日以降のものについては30.26%にそれぞれ変更されております。

なお、当該変更の計算書類に与える影響は軽微であります。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月13日

日本鑄鉄管株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中島康晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市之瀬申 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中村裕輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本鑄鉄管株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄鉄管株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月13日

日本鋳鉄管株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 島 康 晴 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 市 之 瀬 申 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 村 裕 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鋳鉄管株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程並びに監査計画及び職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等並びに新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証をするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役及び監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である、新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月17日

日本鑄鉄管株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 北 原 雄 二 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 江 口 忠 夫 ㊟

監 査 役 (社外監査役) 今 井 祥 隆 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の厳しい経営環境を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭とします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円 総額 98,710,821円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月23日

第2号議案 取締役6名選任の件

本總會結終の時をもって、取締役笹田幹雄、清野邦夫、今橋和彦、中根宏行、大島健二の5氏は任期満了となります。

つきましては、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ささだ みき お 笹田 幹雄 (昭和27年7月2日生)	昭和50年4月 川崎製鉄(株)入社 (現JFEスチール(株)) 平成11年4月 同社水島製鉄所条鋼圧延部長 平成17年4月 JFEスチール(株)常務執行役員 平成20年4月 同社専務執行役員 平成21年6月 豊平製鋼(株)代表取締役社長 平成24年4月 JFE鋼材(株)代表取締役社長 平成26年4月 当社常勤顧問 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,000株
2	せい の くに お 清野 邦夫 (昭和29年4月17日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 当社鑄鉄管製造部部长 平成20年4月 当社副工場長 平成21年10月 当社製造本部部长 平成22年6月 当社取締役製造本部部长 現在に至る	22,000株
3	いま はし かず ひこ 今橋 和彦 (昭和33年4月15日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年5月 当社鉄蓋製造部部长 平成18年4月 当社商品開発部部长 平成24年1月 当社品質保証部部长 平成25年8月 当社商品技術センター長 平成26年6月 当社取締役商品技術センター長 現在に至る	11,000株
4	なか ね ひろ ゆき 中根 宏行 (昭和33年12月17日生)	昭和57年4月 東京ガス(株)入社 平成12年7月 同社西部導管事業部多摩導管ネットワークセンター所長 平成19年4月 同社首都圏東導管部東部導管ネットワークセンター所長 平成22年4月 同社防災・供給部幹線グループマネージャ 平成26年4月 当社常勤顧問 平成26年6月 当社取締役ガス営業本部部长 現在に至る 平成26年6月 (株)鶴見工材センター代表取締役社長 現在に至る 平成26年6月 日鑄サービス(株)代表取締役社長 現在に至る	3,000株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	おおしまけんじ 大島健二 (昭和39年10月14日生)	<p>平成元年4月 川崎製鉄(株)入社 (現JFEスチール(株))</p> <p>平成15年4月 JFEスチール(株)西日本製鉄所倉敷地区製鋼部第2製鋼工場長兼第1製鋼工場長</p> <p>平成17年10月 同社西日本製鉄所企画部企画室主任部員</p> <p>平成23年4月 同社西日本製鉄所倉敷地区製鋼部長</p> <p>平成23年6月 水島合金鉄(株)取締役</p> <p>平成26年4月 JFEスチール(株)製鋼技術部長 現在に至る</p> <p>平成26年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>平成26年6月 日本鑄造(株)監査役 現在に至る</p>	0株
※6	なるしまただし 鳴島正 (昭和30年1月30日生)	<p>昭和54年4月 東京ガス(株)入社</p> <p>平成19年4月 同社首都圏西導管事業部長</p> <p>平成21年4月 同社幹線建設プロジェクト部長</p> <p>平成24年4月 東京エルエヌジータンカー(株)取締役社長</p> <p>平成28年4月 東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)監査役 現在に至る</p>	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 大島健二氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であり、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い方を限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。
- 鳴島正氏は、社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
4. 大島健二氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 大島健二、鳴島正の両氏には、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な観点から当社の経営全般に亘り必要な助言をいただくことを期待しております。
6. 鳴島正氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立社外取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役江口忠夫氏は任期満了となります。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
えぐちただお 江口忠夫 (昭和31年3月24日生)	昭和54年4月 日本鋼管(株)入社 平成15年4月 J F Eエンジニアリング(株)人事 部人事室長 平成21年4月 同社人事部長 平成22年4月 同社常務執行役員 平成24年4月 同社常勤監査役 平成24年6月 当社監査役 現在に至る 平成27年6月 ジェコス(株)常勤監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 江口忠夫氏は、社外監査役候補者であります。同氏は、現在当社の社外監査役であり、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は同氏との間で賠償責任限度額を100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で前記責任限定契約を継続する予定です。
3. 江口忠夫氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年です。
4. 江口忠夫氏には、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な観点から当社の経営を監査していただくことを期待しております。
5. 江口忠夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
あきもと こうじ 秋本恒志 (昭和38年4月14日生)	昭和63年4月 日本鋼管(株)入社 平成19年4月 JFEスチール(株)西日本製鉄所労働人事部倉敷労働人事室長(課長) 平成27年4月 同社監査役事務局主任部員(副部長) JFE大径鋼管(株)監査役(非常勤) 現在に至る JFE継手(株)監査役(非常勤) 現在に至る JFEテクノワイヤ(株)監査役(非常勤) 現在に至る JFEテクノリサーチ(株)監査役(非常勤) 現在に至る 平成28年4月 JFEスチール(株)監査役事務局主任部員(部長) 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
 3. 秋本恒志氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、これまで培ってきた豊富な業務経験と知識を活かして、客観的な観点から当社を監査していただくためであります。
 4. 秋本恒志氏の選任が承認され、かつ社外監査役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

以上

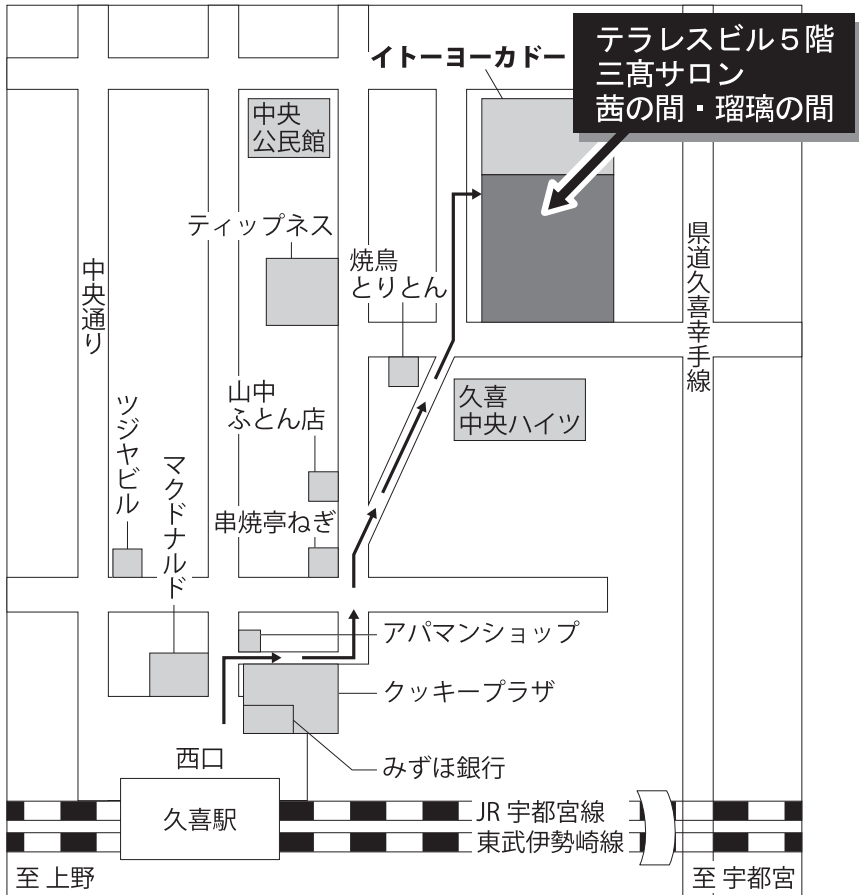
A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県久喜市久喜中央四丁目 9 番83号
テラレスビル5階 三高サロン 茜の間・瑠璃の間
電話 0480-23-5522

開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

下 車 駅 J R 宇都宮線、東武伊勢崎線 久喜駅西口下車 徒歩10分



◎ 専用駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。